

「 基準該当訪問入浴介護 」 金額表

※自己負担は1割・2割又は3割となります。

◎基準該当訪問入浴介護

(1) 1回 12,560円

(2) 利用者の心身の状況等により全身入浴が困難な場合で希望により清拭又は部分浴の場合は100分の70に相当する額とする。
1回 8,792円

◎その他：加算について

☆介護職員処遇改善加算として、算定要件に合致する場合に以下の加算率の金額を利用料金に上乘せします。

所定単位数にサービス別加算率を乗じた単位数

(一) 介護職員処遇改善加算 (I)

所定単位数に5.8%を乗じた単位数

(二) 介護職員処遇改善加算 (II)

所定単位数に4.2%を乗じた単位数

(三) 介護職員処遇改善加算 (III)

所定単位数に2.3%を乗じた単位数

(四) 介護職員処遇改善加算 (IV)

介護職員処遇改善加算 (III) の90%

(五) 介護職員処遇改善加算 (V)

介護職員処遇改善加算 (III) の80%

☆ご契約者がまだ介護認定を受けていない場合には、サービス利用料金の全額をいったんお支払いいただきます。要介護の認定を受けた後、自己負担額を除く金額が介護保険から払い戻されます(償還払い)。また、居宅サービス計画が作成されていない場合も償還払いとなります。償還払いとなる場合、ご契約者が保険給付の申請を行うために必要となる事項を記載した「サービス提供証明書」を交付します。

☆介護保険からの給付額に変更があった場合、変更された額に合わせて、ご契約者の負担額を変更します。